

危険物 Q & A 集

整理番号	14	区分	概要	B	8
質問	危険物取扱者免状を取得してから写真を一度も更新していませんが、失効してしまうのですか。				
回答	<p>免状の効力が失効することはありませんが、消防法令で、免状の写真には、10年以内に撮影したものを使用する必要がありますので、10年以内に更新してください。</p> <p>京都市内であれば、京都府消防試験研究センターで事務を行っていますのでお問い合わせください。</p> <p>一般社団法人 京都府試験研究センター https://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/25kyouto/</p>				
根拠法令等	消防法 第13条の2第3項、第7項 危険物の規制に関する政令 第34条 危険物の規制に関する規則 第51条、第52条				